

第3章 教育課程・授業科目及び履修方法等

(教育課程、授業科目)

第13条 本学の教育課程は、必修科目、選択科目に分け、これらを各年次に配当し、編成する。

2 各授業科目の種類及び単位は別表Ⅰのとおりとする。

(教育方法の特例)

第14条 授業又は実習等の一部を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業等を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

(単位の計算方法)

第15条 各授業科目の単位数は1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、授業の教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により算定するものとする。

- (1) 講義及び演習については15時間から30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については30時間から45時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 卒業研究等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

(卒業に必要な授業科目の履修と単位数)

第16条 リハビリテーション学科の各専攻の卒業に必要な授業科目の単位数は次表のとおりである。

【2023年度以降の入学者】

区 分		教養分野	専門基礎分野	専門分野	合計
心 理 学	必修科目	10 単位	10 単位	28 単位	48 単位
	選択科目	21 単位以上	31 単位以上	26 単位以上	78 単位以上
	合 計	31 単位以上	41 単位以上	54 単位以上	126 単位以上

【2020年度以降の入学者】(注1)

区 分		教養分野	専門基礎分野	専門分野	合計
理 学 療 法 学	必修科目	8 単位	33 単位	64 単位	105 単位
	選択科目	13 単位以上	3 単位以上	5 単位以上	21 単位以上
	合 計	21 単位以上	36 単位以上	69 単位以上	126 単位以上

作業療法学	必修科目	8 単位	33 単位	67 単位	108 単位
	選択科目	13 単位以上	3 単位以上	2 単位以上	18 単位以上
	合 計	21 単位以上	36 単位以上	69 単位以上	126 単位以上
心 理 学	必修科目	10 単位	12 単位	30 単位	52 単位
	選択科目	21 単位以上	29 単位以上	24 単位以上	74 単位以上
	合 計	31 単位以上	41 単位以上	54 単位以上	126 単位以上

【2018 年度～2019 年度の入学者】（注 1）

区 分		教養分野	専門基礎分野	専門分野	合計
理学療法学	必修科目	7 単位	32 単位	62 単位	101 単位
	選択科目	15 単位以上	4 単位以上	6 単位以上	25 単位以上
	合 計	22 単位以上	36 単位以上	68 単位以上	126 単位以上
作業療法学	必修科目	7 単位	29 単位	68 単位	104 単位
	選択科目	15 単位以上	4 単位以上	3 単位以上	22 単位以上
	合 計	22 単位以上	33 単位以上	71 単位以上	126 単位以上
心 理 学	必修科目	10 単位	12 単位	30 単位	52 単位
	選択科目	21 単位以上	29 単位以上	24 単位以上	74 単位以上
	合 計	31 単位以上	41 単位以上	54 単位以上	126 単位以上

【2017 年度以前の入学者】（注 1）

区 分		教養分野	専門基礎分野	専門分野	合計
理学療法学	必修科目	9 単位	30 単位	63 単位	102 単位
	選択科目	13 単位以上	6 単位以上	5 単位以上	24 単位以上
	合 計	22 単位以上	36 単位以上	68 単位以上	126 単位以上
作業療法学	必修科目	9 単位	28 単位	68 単位	105 単位
	選択科目	13 単位以上	5 単位以上	3 単位以上	21 単位以上
	合 計	22 単位以上	33 単位以上	71 単位以上	126 単位以上
心 理 学	必修科目	13 単位	28 単位	47 単位	88 単位
	選択科目	18 単位以上	16 単位以上	4 単位以上	38 単位以上
	合 計	31 単位以上	44 単位以上	51 単位以上	126 単位以上

（注 1）2023（令和 5）年度までに卒業している者は、リハビリテーション心理学専攻、2024（令和 6）年度以降も在籍している者は、心理学専攻となる。なお、これは第 13 条 2 項の別表 I にも適用される。

(学修の評価及び単位の授与)

第 17 条 授業科目を履修した学生に対しては、成績評価厳格化のため G P A 制度を導入する。学修の成果を A + (90 点以上), A (80 点以上 90 点未満), B (70 点以上 80 点未満), C (60 点以上 70 点未満), D (60 点未満) の 5 段階で評価し、A +, A, B, C を合格とする。

2 前項に定める成績評価基準をもとに、履修単位の上限設定 (C A P 制) を行う。G P A 制度、C A P 制に関する規程は別に定める。

3 あらかじめ履修する旨登録された授業科目を履修し、合格した者には所定の単位を与える。

(履修届)

第 18 条 学生は履修しようとする授業科目を選択し、指定期間内に履修届を所属学科長に提出しなければならない。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第 19 条 学長は、他の大学の授業科目の履修を希望する学生があるときは、教育上有益と認めた場合に限り、60 単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により取得したものとみなし、単位を与えることができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 20 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位数は、前条により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位の認定)

第 21 条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位 (大学又は短期大学において科目等履修生として修得した単位を含む。) を、本学入学後の授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2 前項により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位以外のものについては、第 18 条並びに前条第 1 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

第 4 章 試験、卒業及び学位

(試験)

第 22 条 試験は履修した科目について、科目終了時に行なう。ただし、教授会の議を経て学長が特別に認めた授業科目は、この限りでない。

2 前項の試験のほか、教授会の議を経て学長が臨時に試験を行うことがある。

3 正当な理由により受験できなかった者には、教授会の議を経て学長が認めた限度内において追試験を行うことがある。

(試験の方法)

第 23 条 試験の方法は、筆記試験による。ただし、授業科目によってはレポート等の提出もしくは実技・口頭試験にかえることがある。

(卒業)

第 24 条 学長は、本学に 4 年以上在学し、第 16 条に規定する単位を修得した者について、教授会の議を経て、卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に対して卒業証書を授与する。

(学 位)

第 25 条 学長は、前条により卒業を認定された者に対して、学士（リハビリテーション学）の学位を授与する。

2 学位の授与に関する規定は、別に定める。